

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線の欄が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在しない場合には当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(概算払)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 外国送金手数料</u></p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講ずるときは、同項に規定する契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。</u></p> <p>(契約書の作成を省略できる場合)</p> <p>第185条 次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払（<u>外国送金手数料を除く。</u>）、<u>前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(概算払)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約書の作成を省略できる場合)</p> <p>第185条 次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)～(2) (略)
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5第1項の規定により別に病院局長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国又は他の地方公共団体に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

4 (略)

(契約書等の作成)

第221条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第3項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講ずるときは、同項に規定する契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

別表第4 (第12条関係)

資産

款	科目			コード 番号	備考
	項	目	節		
(略)					
	(略)			(略)	(略)
投資その他資産					

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)～(2) (略)
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5第1項の規定により別に病院局長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

4 (略)

(契約書等の作成)

第221条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

別表第4 (第12条関係)

資産

款	科目			コード 番号	備考
	項	目	節		
(略)					
	(略)			(略)	(略)
投資その他資産					

	長期前払消費税		資産に係る控除対象外消費税額 の全部又は一部	06010202
	長期貸付金		返済期日が貸借対象日から起算 して1年以上の貸付金	06020202
	貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも の	06030202
	その他投資		電話債権その他上記以外の投資	06040202
	基金		条例に基づき、特定預金等の形 態で保有するもの	06050202
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	長期前払消費税		資産に係る控除対象外消費税額 の全部又は一部	06010202
	長期貸付金		返済期日が貸借対象日から起算 して1年以上の貸付金	06020202
	貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも の	06030202
	その他投資		電話債権その他上記以外の投資	06040202
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和5年3月31日から施行する。

